

前橋市デジタルグリーンシティ推進委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、前橋市デジタルグリーンシティ推進委員会と称する。(以下「推進委員会」という。)

(目的)

第2条 本推進委員会は、本市が目指す地域の食や農産物、生活・歴史文化自然環境を大切にした個性・多様性を尊重するスローシティの推進とともに、産学官民の真の連携により、市民によって育まれる共助型未来都市、一人ひとりが心身ともに健康で幸福(Well-being)でいられる街(デジタルグリーンシティ)の実現を目指し、リアルとデジタル両面で魅力的な街づくりの推進を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、関係機関の連携を図り、前条の目的を達成するための事業推進に努める。

(構成)

第4条 推進委員会は、第2条の目的を達成するための事業推進に関係する法人・団体等により構成する。

(アーキテクトの構成と職務)

第5条 推進委員会に産学官からなるアーキテクトを置き、アーキテクトの代表として総括を置く。

2 総括は推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 その他のアーキテクトは、総括を補佐し、総括が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会に総会及びワーキンググループの会議を置く。

(総会)

第7条 総会は、アーキテクト及び推進委員会の委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて総括が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) 推進委員会事業の実施内容に関すること。

(3) ワーキンググループの設置及び運営に関すること。

(4) その他、推進委員会の事業運営及び総括が必要と認める事項に関すること。

4 総括は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

5 総会は、原則として公開とする。ただし、総括が必要と認める場合については、非公開とする。

(ワーキンググループ)

第8条 ワーキンググループは、アーキテクト及び推進委員会の委員、その他事業推進に関係する者をもって構成する。

2 ワーキンググループにグループ長を置く。

3 ワーキンググループは、グループ長が招集する。

4 ワーキンググループの議長は、グループ長がこれに当たる。

5 グループ長が不在のときは、ワーキンググループ内で適宜その職務を代理する者を調整する。

6 ワーキンググループは、次の事項を所掌する。

(1) 第2条の目的の趣旨に沿った事業の企画立案及び執行に関すること。

(2) その他円滑な事業実施のために必要な関係団体との調整等に関すること。

7 ワーキンググループで協議した事項については、必要に応じて総会に報告する。

8 その他、ワーキンググループに関して必要な事項は総括が別に定める。

(顧問)

第9条 推進委員会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第10条 推進委員会の事務を処理するため、事務局を前橋市未来創造部未来政策課に設置する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、総括が定める。

2 推進委員会において非公開とした情報については、全て取扱いに注意し、第三者へ開示してはならない。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年9月27日から施行する。

この規約は、令和4年7月1日から施行する。